

「令和7年度 鹿児島市街地の主要渋滞箇所の渋滞解消に係る公共事前 測量調査委託（産業道路外）」技術提案書 提出要請書

1. 業務の概要

（1）業務の目的

本業務は、鹿児島市街地で慢性的に発生している渋滞について、「鹿児島県交通渋滞対策協議会」において抽出された主要渋滞箇所及び九州縦貫自動車道薩摩吉田インターチェンジ付近の渋滞の解消に向け、下記箇所の道路現状の把握や渋滞原因などの検討を行い、必要な道路設計・交差点設計を実施することを目的とする。

〈主要渋滞箇所〉

- ・ 郡元鹿児島港線（産業道路）
 - 1) 南警察署前交差点～交通安全センター交差点
新地橋、小松原橋の既存橋梁照査及び橋梁補強方針の検討
 - 2) 産業道路入口交差点付近（国道225号との交差点）
- ・ 鹿児島加世田線 愛の聖母園前交差点付近
- ・ 永吉入佐鹿児島線
 - 1) 城ヶ平橋付近～武町交差点
 - 2) 桜ヶ丘団地北口交差点～宇宿交差点（宇宿地区区画整理）
- ・ 小山田谷山線 中山小前交差点

〈その他渋滞箇所〉

- ・ 鹿児島吉田線・鹿児島蒲生線 薩摩吉田インター前交差点～宮之浦交差点

（2）業務内容

業務内容については、以下一覧表によるものとする。

また、詳細については、設計業務等共通仕様書（令和7年3月 鹿児島県土木部）及び令和7年度設計業務等標準積算基準書などによるものとする。

【業務内容】

No.	路線名	区域	事業内容（目安）	位置図
①	郡元鹿児島港線	南警察署前交差点～交通安全センター交差点	道路予備設計（A）	1
②	郡元鹿児島港線	産業道路入口付近（国道225号との交差点）	交差点予備設計 1箇所	2
③	永吉入佐鹿児島線	城ヶ平橋付近～武町交差点	道路詳細設計（B）	2
④	永吉入佐鹿児島線	桜ヶ丘団地北口交差点～宇宿交差点（宇宿地区区画 整理事業境）	交差点予備設計 2箇所	2
⑤	鹿児島加世田線	愛の聖母田前交差点付近	交差点詳細設計（予備設計 なし）2箇所	1
⑥	小山田谷山線	中山小前交差点	交差点詳細設計（予備設計 なし）1箇所	2
⑦	鹿児島吉田線 鹿児島蒲生線	薩摩吉田インターチェンジ交差点～宮之浦交差点	道路概略設計（B）	3

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
設計計画	○	○	○	○	○	○	○
道路現況把握及び渋滞原因の課題把握，資料收集整理	○	○	○	○	○	○	○
現地踏査	○	○	○	○	○	○	○
渋滞対策の検討・決定	○	○	○	○	○	○	○
路線選定及び主要構造物設計							○
関係機関との協議	○	○	○	○	○	○	○
平面・縦断・横断設計	○	○	○	○	○	○	○
交差点容量・路面標示		○		○	○	○	
道路附帯構造物設計，小構造物設計	○		○		○	○	
設計図，数量計算	○	○	○	○	○	○	○
概算工事費	○	○		○			○
照査	○	○	○	○	○	○	○
報告書作成	○	○	○	○	○	○	○
打合せ協議	○	○	○	○	○	○	○
橋梁性能調査及び補強方針の検討・提案	○						
用地調査			○		○	○	
路線測量			○		○	○	

※業務内容は、本業務の目安であり、提案者による自由な提案を妨げるものではない。

なお、その他、以下の事項について留意すること。

ア 渋滞対策の検討

(ア) 郡元鹿児島港線（産業道路）①

南警察署前交差点から交通安全センター交差点について、車線数を追加し、片側3車線化の検討を行うこと。

また、臨港道路鴨池中央港区線の供用開始を見据え、既存交差点の滞留長などの見直し検討を行うこと。

(イ) 郡元鹿児島港線（産業道路）②

産業道路入口交差点について、国道225号管理者（国土交通省鹿児島国道事務所）との調整を行いながら、上り車線の車線数を追加し、片側3車線化の検討を行うこと。

(ウ) 鹿児島加世田線

愛の聖母園前交差点付近については、谷山第三地区区画整理事業区域内に位置し、愛の聖母園前交差点から南さつま市へ約350m付近の万田ヶ宇都平馬場線との交差点までの区間の右折車線等の検討を行うこと。

(エ) 永吉入佐鹿児島線①

城ヶ平橋付近から武町交差点について、右折車線の延伸等の検討を行うこと。

(オ) 永吉入佐鹿児島線②

桜ヶ丘団地北口交差点について、桜ヶ丘団地への右折車線の延伸の検討及び市道宇宿広木線との交差点について、鹿児島市街地向けの左折車線の延伸の検討を行うこと。

(カ) 小山田谷山線

中山小前交差点の信号現示の検討及び道路事業完成までの暫定的な左折車線の検討を行うこと。

(キ) 鹿児島吉田線・鹿児島蒲生線

鹿児島蒲生線の宮之浦交差点から鹿児島吉田線の薩摩吉田インター前交差点付近の渋滞対策の検討を行うこと。

イ 渋滞対策の決定

設計図書に示す予定路線の指定する箇所について、渋滞対策の検討を基に関係機関などの協議を経て、渋滞解消対策を決定するものとする。

ウ 橋梁補強設計の検討

郡元鹿児島港線（産業道路）内に新地橋（橋長88.6m：非合成鋼桁橋）、小松原橋（橋長76.8m：ポステンT桁橋）について、片側3車線化に伴う補強方針について検討・提案すること。

エ 報告書作成

報告書は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体） 2部
- ・ 報告書（CD-R） 2部

オ 打合せ協議

打合せは、情報共有システムなどを利用した遠隔臨場（WEB）を基本とし、受発注者間で必要と認めた場合、対面方式での打合せとする。

打合せ回数については、着手時、中間打合28回、成果品納品前の計30回とする。ただし、調査職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

また、中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、調査職員の指示を受けなければならない。

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

○ 本業務に係る鹿児島市街地における交通渋滞の現状・課題を明らかにし、現状・課題を踏まえた主要渋滞箇所及びその他渋滞箇所の渋滞解消に関する検討手法

（3）履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和8年3月24日（火）

（12月県議会の繰越承認後、令和8年10月30日（金））

（4）業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

○管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
- ・ R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）
- ・ 土木学会特別上級技術者、上級技術者または1級技術者
- ・ 博士（工学）

○管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成27年度以降に完了した業務において下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

- 〔1〕 同種業務：「橋梁詳細設計（50m以上），かつ道路予備設計」
- 〔2〕 類似業務：「橋梁詳細設計（50m以上），かつ道路詳細設計」または「橋梁詳細設計（50m以上），かつ交差点詳細設計」

○担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は，平成27年度以降に完了した業務において下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

- 〔1〕 同種業務：「橋梁詳細設計（50m以上），かつ道路予備設計」
- 〔2〕 類似業務：「橋梁詳細設計（50m以上），かつ道路詳細設計」または「橋梁詳細設計（50m以上），かつ交差点詳細設計」

○配置予定技術者の手持ち業務量

令和7年11月11日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものも含む）

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

（5）成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは，共通仕様書等において規定される資料のうち，鹿児島県電子納品ガイドライン（最新版）（以下，「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。電子媒体や電子データは，ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については，ガイドラインに基づき作成することとする。

（6）提出方法

本業務の技術提案書は，持参，郵送又は電子メール（持参以外の場合は，着信確認を行うこと）による提出とする。

（7）その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙-1のとおりである。

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－1～5）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載することができる。技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。記載様式は様式-2とする。
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成27年以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。手持ち業務量は、令和7年11月11日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合には、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。記載様式は、管理技術者、担当技術者については様式-3を用いることとし、配置技術者1名につきA4版1枚に記載する。

<p>配置予定技術者の同種又は類似業務の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者，担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は，様式－３に記載した業務とする。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－４とし，図面，写真等を引用する場合も含め，配置予定技術者１名につきＡ４版１枚に記載する。
<p>特定テーマに対する技術提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ １．（２）業務内容に示した，特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり，概念図，出典の明示できる図表，既往成果，現地写真を用いることは支障ないが，本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いることは認めない。 ・ 記載様式は様式－５とし，Ａ４版２枚以内に記載する。
<p>参考見積書（概算）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費を概算し，参考見積りとして提出すること。 ・ 参考見積り（概算）は，２．（４）で提示する契約上限金額以内であることを確認するために用いる。 <p>※ なお，積算の参考とするため，特定者に再度見積りを依頼する。</p>

（４）契約上限金額

５０，０００千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ ただし，この金額は契約時の予定価格を示すものではなく，企画内容の規模を示すためのものである。

なお，本業務における旅費も上記に含むこととする。

（５）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（６）技術提案書の無効

提出書類について，この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

3. プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書（別記様式第2号）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メールによる。
(持参以外の場合は，着信確認等を行うこと)
- 2) 提出先：鹿児島県鹿児島地域振興局建設部 土木建築課
〒892-0817 鹿児島市小川町3番56号
TEL 099-805-7320 (直通)
E-mail kago-douken_s@pref.kagoshima.lg.jp
- 3) 提出期限：令和7年11月25日(火) 17時

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メールによる。
(持参以外の場合は，着信確認等を行うこと)
- 2) 提出先：3. (1)に同じ。
- 3) 提出期限：令和7年12月15日(月) 17時

4. 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 提出要請書に対する質問がある場合においては，次に従い，提出すること。

- ①受領期間：令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)まで
持参する場合は，上記期間の土曜日，日曜日及び祝日を除く，毎日8時30分から17時まで
- ②提出場所：3. (1)に同じ。
- ③提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし，持参，郵送又は電子メール（ただし，持参以外の場合は着信等を行うこと）のいずれの方法でも可能とする。

- (2) 質問に対する回答は，質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に，鹿児島県ホームページに掲載する。なお，個別に回答は行わない。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目，判定基準，ならびに評価のウェイトは，次表のとおりである。

担当技術者の記載は3名以下とする。

なお，複数の担当技術者を提案した際の評価は，担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し，その最下値で行なうこととする。

TECRIS登録については，提出された担当技術者の登録は必須とするが，提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価のウェイト		
					管理技術者	担当技術者	
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格等を有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (総合技術監理部門又は建設部門) ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・土木学会1級技術者 ・博士(工学) <p>②RCCMを有する。</p> <p>なお、管理技術者が上記以外の場合は特定しない</p>	10	10	70
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①平成27年度以降に同種業務の実績</p> <p>②平成27年度以降に類似業務の実績</p> <p>なお、1名でも業務実績が無い場合は特定しない。</p>	10	10	
	情報収集力	地域精通度	過去5カ年度+今年度の鹿児島市内(鹿児島地域振興局建設部、鹿児島市発注)での交通量推計調査の業務実績	<p>下記で評価する。</p> <p>①鹿児島市内(鹿児島地域振興局建設部、鹿児島市発注)における交通量推計調査の業務実績あり。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>	5	5	
	専任性	専任性	予定技術者の手持ち業務の状況	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満</p> <p>②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または、4億円未満かつ3件以上10件未満。</p> <p>なお、1名でも手持ち業務の契約金額が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。</p>	10	10	

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト		
				管理技術者	担当技術者	
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	30		135
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	30		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	20		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20			
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	20			
	独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	15			
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。	40		75
	取組姿勢	業務へ取組意欲	本業務の目的、内容を十分理解し、技術提案内容等を的確に説明するなど取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。	35		
参考見積り			契約上限金額以内でない場合には特定しない。	数値化しない		
合 計				280		

6. ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
- ①実施場所：リモートにより実施。
 - ②実施年月日：令和7年12月17日(水)～12月19日(金)のうちの2日(休日を除く)を予定している。
 - ③ヒアリングの日時は、建設部土木建築課から通知し、調整のうえ決定する。
 - ④出席者：管理技術者
- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行なう。
- ①管理技術者の経歴について
 - ②管理技術者の業務実績について
 - ③特定テーマに対する技術提案全般について
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

7. 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、鹿児島県鹿児島地域振興局建設部長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。
- ①提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
 - ②提出場所：3.（1）に同じ。
 - ③提出方法：持参、郵送又は電子メールによる。
(持参以外の場合は、着信確認をすること)
- (3) 鹿児島県鹿児島地域振興局建設部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
- ①受付場所：3.（1）に同じ。
 - ②受付時間：8時30分から17時まで。

8. 契約書作成の要否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

9. 支払条件

前払金 30%以内（ただし、受注者から前金の請求があった場合）

なお、部分払いは行わない。

10. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3) の同種又は類似業務の実績については、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積りに移行する。再度見積りの日時については、発注者から指示する。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。